

# I 総論

## 第1章 計画策定に当たって

### 第1節 計画の性格、位置づけ

令和3(2021)年度からの第八期介護保険事業計画期間の開始に合わせ、現行計画の見直しを行い、団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年はもとより、現役世代が急減する令和22(2040)年の双方を見据えた上で、期間中におけるサービス量などの目標とともに、その実現に必要な具体的施策を明らかにするため、「宮崎県高齢者保健福祉計画（第九次宮崎県高齢者保健福祉計画・第八期宮崎県介護保険事業支援計画・第一次宮崎県認知症施策推進計画）」を策定しました。

#### 1 法令上の根拠

- 「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法の規定（第20条の9）に基づいて策定するものです。
- 「介護保険事業支援計画」は、介護保険法の規定（第118条）に基づいて策定するものです。
- 「認知症施策推進計画」は、令和元(2019)年6月、国の認知症施策関係閣僚会議において決定された「認知症施策推進大綱」を踏まえるとともに、今なお国会にて継続審議中の認知症基本法案により都道府県計画の策定が将来的に努力義務となることも見据え、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、今般独自に策定するものです。
- 高齢者保健福祉計画と介護保険事業支援計画は、老人福祉法第20条の9第5項及び介護保険法第118条第6項において、一体のものとして作成されなければならないとされています。

また、本県では、宮崎県高齢者保健福祉計画の一部分として認知症施策を位置付け、これを推進してきた経緯を踏まえ、認知症施策推進計画を本計画の部分計画に位置づけることとし、「第九次宮崎県高齢者保健福祉計画」、「第八期宮崎県介護保険事業支援計画」及び「第一次宮崎県認知症施策推進計画」を一体化し、「宮崎県高齢者保健福祉計画」としました。

#### 2 市町村計画との関係

- 市町村においては、令和7(2025)年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に、高齢化の状況や介護サービス基盤の整備目標、サービス量、保険料のあり方等の見込み、さらに地域包括ケアシステムの構築のための取組などを含めた第八期介護保険事業計画を作成しています。

一方、県計画は、介護保険の保険者である市町村の第八期介護保険事業計画を十分に尊重しつつ、広域的な観点から、施設整備や人材の養成・確保など、サービスの円滑な提供を図るために必要な体制の整備について定めているものです。

- 本計画の推進に当たり、県は広域的な見地から市町村の取組に対し助言・調整を図ってまいります。

### 3 関係する計画との調和

本計画は、本県における高齢者施策について総合的に推進するため、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」、宮崎県地域福祉支援計画、宮崎県障がい福祉計画、健康みやざき行動計画21、宮崎県医療費適正化計画、宮崎県住生活基本計画、宮崎県高齢者居住安定確保計画、宮崎県営住宅長寿命化計画、宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画及び宮崎県地域防災計画と調和を図ることとします。

### 4 医療計画との整合性

- 国は、平成26(2014)年9月に地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築とともに、地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、総合確保方針<sup>(\*)</sup>を示しました。

総合確保方針では、都道府県介護保険事業支援計画と都道府県医療計画（医療法第30条の4）及び地域医療介護総合確保基金に係る都道府県計画（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条第1項に規定。）との整合性を確保する必要があるとしています。

- 第七次医療計画及び第八期介護保険事業支援計画については、病床機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一体的に行うため、各計画の進捗状況に合わせて、これらの整合性の確保を図っていくこととしています。
- 今後、地域医療構想の具体化に当たっては、令和7(2025)年を見据えた介護施設・在宅医療等の追加的な需要が生じることが想定されます。本県では、現在議論が行われている地域医療構想調整会議を経て、病床の機能分化・連携を進めることとしており、療養病床から介護医療院等への転換に係る医療機関の意向調査や地域医療構想調整会議の議論の結果等を踏まえ、今後、追加的な需要の受け皿整備を推進していきます。

---

\*1 総合確保方針：正式には、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年9月告示、平成28年12月一部改正）

## 5 地域共生社会の実現に向けて

高齢者介護、障がい者福祉、児童福祉及び生活困窮者支援等の制度及び分野の枠、「支える側」及び「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人及び人と社会とのつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現が求められています。

このため、令和22(2040)年を見据え、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せ、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進及び地域づくり等に一体的に取り組んでいきます。

## 第2節 計画の期間

- 令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年とします。

### 計画の期間

平成6(1994)年度～平成29(2017)年度	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
	第七期 介護保険事業運営期間			第八期 介護保険事業運営期間			第九期 介護保険事業運営期間		
第一次～第七次宮崎県高齢者保健福祉計画 第一期～第六期介護保険事業支援計画									
	第八次・ 第七期計画								
				本計画 ・第九次宮崎県高齢者保健福祉計画 ・第八期宮崎県介護保険事業支援計画 ・第一次宮崎県認知症施策推進計画					
								次期計画	

### 第3節 計画の背景

- 我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、高齢社会対策基本法<sup>(\*)2</sup>に基づいています。この法律では、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として高齢社会対策大綱<sup>(\*)3</sup>の策定を義務づけており、国においては、大綱で示された目的や基本的考え方を踏まえ、就業・年金等分野、健康・介護・医療等分野、社会参加・学習等分野、生活環境等分野、高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進、全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築の6つの分野別の基本的施策に関する指針などに沿って施策の展開を図ることとなっています。
- また、国において、令和2(2020)年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化を図っていくこととされました。
- これに応じて、国において、令和2(2020)年7月に「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正案が示され、都道府県・市町村が策定する第八期介護保険事業（支援）計画以後の計画は、令和7(2025)年及び令和22(2040)年を見据え、これまでに取り組んできた地域包括ケアシステムの深化・推進のため、自立支援・重度化防止に向けた取組や医療・介護の連携を推進していくものとしています。
- 県では、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」において、令和12(2030)年までの基本目標・目指す将来像を、それぞれ「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」、「安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会」を掲げるとともに、戦略目標を「健康寿命 男女とも日本一」として示し、「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会」への取組を推進することとしています。

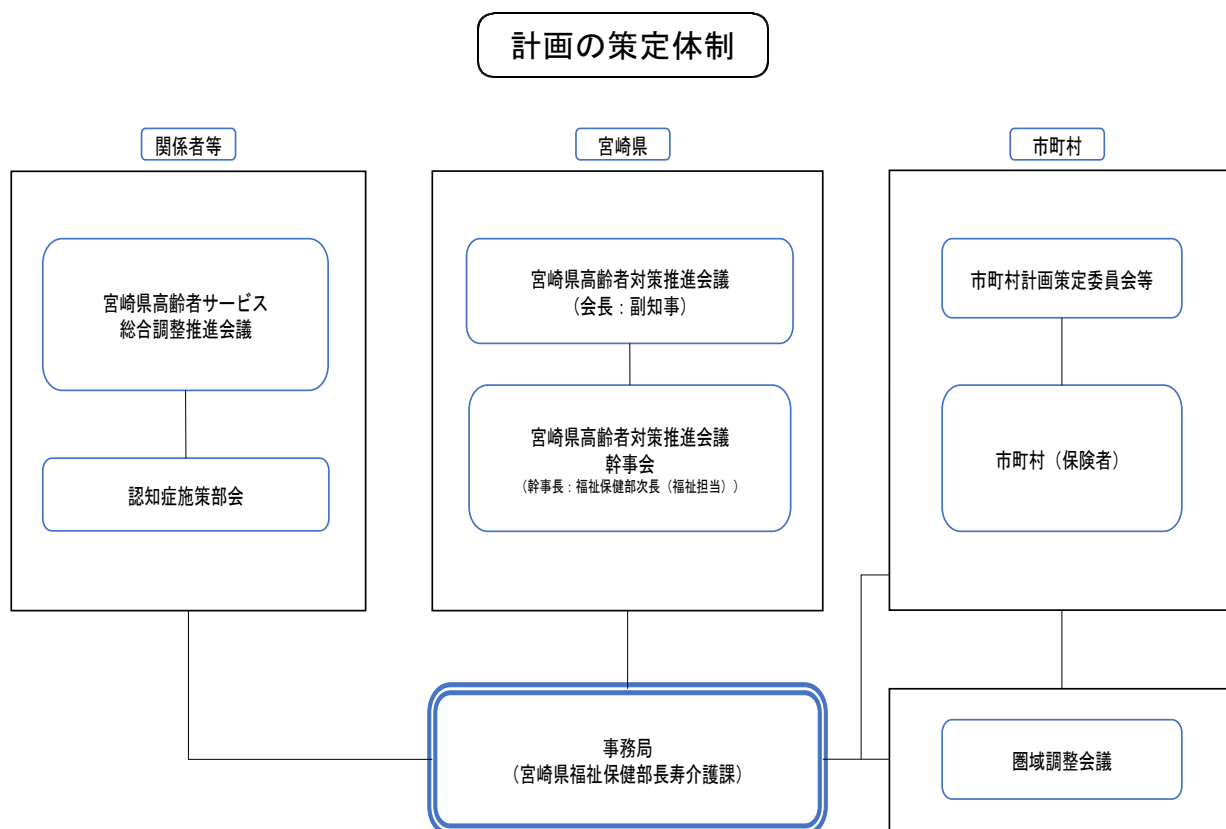
---

\*2 高齢社会対策基本法：高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的に、高齢社会対策の基本理念や基本的施策を定めた法律。平成7(1995)年11月15日公布、同年12月16日施行。

\*3 高齢社会対策大綱：政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、高齢社会対策基本法第6条により策定を義務づけられた大綱。平成8(1996)年7月5日に最初の大綱が策定されて以降、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しが行われており、平成30(2018)年2月16日に4度目となる新たな大綱が閣議決定された。

#### 第4節 計画の策定体制

- 介護保険の保険者である市町村との会議やヒアリング等を重ね、これまでの実績に対する評価・検討を行いました。
- 庁内組織である「宮崎県高齢者対策推進会議」及び「宮崎県高齢者対策推進会議幹事会」においても、関係する各セクションとの協議・検討を行いました。
- 保健・医療・福祉の有識者や市長会・町村会等で構成する「宮崎県高齢者サービス総合調整推進会議」で協議を行うとともに、パブリック・コメントを実施し、策定しました。
- 認知症施策推進計画の策定に当たっては、上記に加え、「宮崎県高齢者サービス総合調整推進会議」に、認知症当事者及び保健・医療・福祉・司法・行政の関係者等で構成する「認知症施策部会」を設置し、認知症施策について専門的な見地からの意見を聴取しました。



## 第5節 高齢者保健福祉圏域の設定

- 保健・医療・福祉の連携を図り、均衡のとれた施設の整備と広域的かつ効率的なサービスの提供を図るため、「高齢者保健福祉圏域」を設定しています。
- 圏域は、「宮崎東諸県」、「日南串間」、「都城北諸県」、「西諸」、「西都児湯」、「日向入郷」、「延岡」、「西臼杵」の8つです。

